



特車・過積載車両の指導を行いました

- 11月18日(水)、国道6号相馬バイパス新地町駒ヶ嶺の駐車帯にて相馬警察署にご協力いただき、特殊・過積載車両の指導を実施しました。
当日は、特殊車両の通行に必要な許可書の内容の確認や重量・寸法の測定を行い、違反車両に対しては必要な事務手続きを行うように警告書を発行しました。
国道6号では大型車の通行量が増加しており、車両の重量超過等による舗装の痛みも予想されますので、今後も定期的な指導を実施して参ります。



▲調査の協力依頼中

一般的制限		
車両の諸元	一般的制限値	
幅	2.5メートル	
長さ	12メートル	
高さ	3.8メートル	
重さ	総重量	20トン
	軸重	10トン
	輪荷重	5トン
最小回転半径	12メートル	

この制限値を超える車両は特殊な車両です。

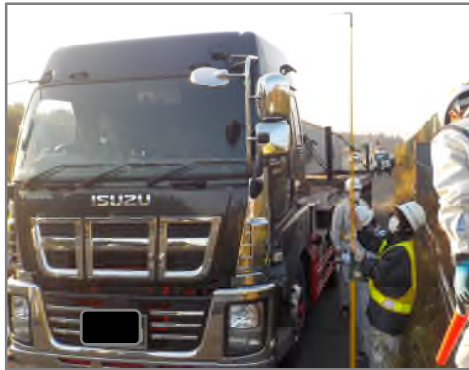
車両の総重量 20t

12.0メートル

3.8メートル

2.5メートル

※高速道路や指定道路は 25t



▲高さを計測中



▲長さを計測中



▲幅を計測中



▲重さを量るスケール
これで重さを量ります！



▲重さを計測中



▲機器操作中

●制限重量をオーバーした大型車両の走行は、道路や橋を傷める大きな原因になります。
又、定められた重さ、長さ、高さ、幅1つでも超える車両の走行は歩道橋やトンネルに接触したり、道路を塞いでしまい渋滞や事故など思わぬ結果を招く事がある為、どれか1つでも当てはまるドライバーの皆さんは『特殊車両通行許可』が必要になるので携帯をお願いします。